

多度津町農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月
多 度 津 町

多度津町基本構想 目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1. 多度津町農業の現状とその方向	
2. 多度津町の農業構造	
3. 効率的かつ安定的な農業経営	
4. 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保	
5. 効率的かつ安定的な農業経営の育成の考え方	
6. 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1. 個人経営体	
2. 団体経営体	
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべ き農業経営の基本的指標	10
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図 るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項	12
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2. 多度津町が主体的に行う取組	
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	13
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関	

する目標

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項…………… 15

1. 地域計画推進事業に関する事項

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第6 その他…………… 29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 多度津町農業の現状とその方向

多度津町は、香川県のやや西部に広がる讃岐平野の西北部に位置し、その立地条件を生かし、稲麦を基幹に野菜、果樹などを組み合わせた複合経営を展開している。また、近年では経営の発展を図るため、一部の農家においては施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、このような複合経営において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 多度津町の農業構造

多度津町の農業構造については、町内及び隣接する丸亀、坂出両市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3. 効率的かつ安定的な農業経営

多度津町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、多度津町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者の年間農業所得は、概ね400万円の農業所得を確保すること）、年間労働時間（主たる従事者と補助労働力の2人で農業経営を行うことを基本に、主たる従事者の年間総労働時間は、他産業従事者と均衡する概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保

多度津町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

係る状況を踏まえ、多度津町は青年等に農業を職業として選択してもらえよう、将来（経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる、40歳代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や香川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標年間150人程度を踏まえ、多度津町においては、年間1名程度の青年等の確保・育成に努めるものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等が経営開始から5年後に達成すべき主たる従事者1人あたり年間総労働時間及び年間農業所得は、多度津町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する、150日以上、1,200時間程度の水準を達成しつつ、農業で生計が成り立つ所得として、3に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度とする。

5. 効率的かつ安定的な農業経営の育成の考え方

多度津町は、将来の多度津町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、多度津町は、香川県農業協同組合、多度津町農業委員会、香川県中讃農業改良普及センター（以下「農業協同組合」、「農業委員会」、「農業改良普及センター」とする。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、多度津町地域農業再生協議会を中心とした、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の多度津町地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画、以下同じ）及び青年等就農計画（法第14条の4第1項に規定する計画、以下同じ）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集落を単位とした土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地売買等事業（法第7条

に規定する（公財）香川県農地機構（以下「農地機構」という。）が行う特例事業（以下「特例事業」という。）及び農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、多度津町農業機械銀行と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を

望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした団体営土地改良事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6. 地域の実情に即した多様な担い手確保・育成

多度津町は、多度津町地域農業再生協議会において、認定農業者、認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、積極的経営を目指す施設集約的農家に対しては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫の意見を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、認定農業者及び認定新規就農者に対しては、自然災害のリスクに備えた事業継続計画の策定を促す。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に多度津町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、多度津町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦+作業受託 (米麦中心型)	〈作付面積等〉 水稲中生 =2.5ha 麦=2.5ha 〈経営面積〉 2.5ha	〈資本装備〉 トラクター (28ps・42ps) 2台 ドライブハロー 1基	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

	作業受託(耕起・代かき・田植え) =12ha 作業受託(収穫・乾燥・調整)=12ha	ブロードキャスタ 1台 田植機(6条植え) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 トラック 1台 乾燥機(30石) 2台 管理機(23ps) 1/3台 作業場(150㎡) 1棟 施肥播種機(8条) 1台 フォークリフト 1台 他		
水稻+レタス	〈作付面積等〉 水稻(早生) =1.5 ha レタス(年内) =1.0 ha レタス(年明) =1.3 ha レタス(春どり) =0.7 ha 〈経営面積〉 3.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(26ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 管理機(6ps) 1台 レタス包装機 1台 作業場(50㎡) 1棟 他 育苗センター利用 カントリーエレベーター利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水稻+ ブロccoli+ アスパラガス	〈作付面積等〉 水稻(早生) =1.0ha 水稻(中生) =1.0ha ブロccoli =1.2ha アスパラガス =0.2ha 〈経営面積〉 2.2 ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 2,000㎡ トラクター(26ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

		動力噴霧機 動力散粉機 管理機(6ps・10ps) 作業場(90㎡) 他	1台 1台 2台 1棟	
ミニトマト +ぶどう (ぶどう+施設野菜型)	〈作付面積等〉 ミニトマト =0.2ha 施設ピオーネ =0.1ha 施設デラウエア 2月加温=0.1ha 施設デラウエア 1月加温=0.1ha 〈経営面積〉 0.5 ha	〈資本装備〉 ビニールハウス トラック 草刈機 管理機(6ps) 作業場(100㎡) 運搬車 暖房機 他	5,000㎡ 1台 1台 1台 1棟 1台 4台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
青ねぎ+レタス+水稻	〈作付面積等〉 青ねぎ =0.4ha レタス(年内) =1.0ha レタス(年明け) =1.3ha レタス(春どり) =0.7ha 水稻(早生) =1.5ha 水稻(中生) =1.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 管理機(7ps) 軽トラック 動力噴霧機 皮むき機 作業場(90㎡) トラクター(26ps) 田植機(4条) コンバイン(2条刈) 予冷庫 レタス包装機 マルチャー 他 育苗センター利用 カントリーエレベーター利用	1台 1台 1台 1台 1棟 1台 1台 1台 1基 1台 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業について、パート雇用従事者を確保

ミニトマト +アスパラ ガス	〈作付面積等〉 ミニトマト =0.1ha アスパラガス =0.2ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 3,000㎡ 暖房機 1台 溶液栽培システム 1式 炭酸ガス発生装置 1台 動力噴霧器 1台 選別機 1台 軽トラック 1台 アスパラガス選別機 1台 灌水ポンプ 1台 予冷库 1台	・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る ・青色申告の実 施	・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・施設園芸に係る 軽作業について、パ ート雇用従事者を 確保
----------------------	---	--	--	---

注)

- 1 個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻+麦	〈作付面積等〉 水稻(早生) =7.0ha 水稻(中生) =16.0ha 麦 =15.0ha 〈経営面積〉 23.0ha	〈資本装備〉 農業倉庫 (200㎡)1棟 トラクター (28ps、42ps) 2台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン (4条刈) 2台 ブロードキャスタ (200ℓ) 1基 トラック 1台 乗用管理機 (23ps) 1/4台 施肥播種機(8条) 1台 動力噴霧器 1台	・青色申告の実 施	・給料制の導入 ・社会保険等の 加入

		乾燥機(30石)	3台	
		籾摺機(4インチ)	1台	
		他		

注)

- 1 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、合同会社、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 団体経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に多度津町及び周辺市町で展開している経営事例を踏まえ、多度津町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ミニトマト	〈作付面積等〉 ミニトマト =0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 作業場(90m ²) 1棟 ビニールハウス 2,000m ² 動力噴霧器 1台 管理機 1台 灌水設備 2式 暖房機 2台 換気扇 2台 選別機	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

		軽トラック	1台		
			1台		
アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス =0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 作業場(90㎡) ビニールハウス 3,000㎡ 動力噴霧器 管理機 収穫台車 予冷库 選別機 トラック	1棟 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

注)

- 1 個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人の夫婦2人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。労働時間については、新規就農ということ considers、現に多度津町及び周辺市町で展開している経営事例より2割程度増で示している。
- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとし、作物について専門化し、かつ収益性の高いものとする。
- 3 複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を積極的に導入するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町において展開されている複合経営や施設園芸によって稲麦、野菜、果樹などの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種

支援制度を活用するとともに、香川県新規就農・農業経営相談センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や閑散期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、多度津町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 多度津町が主体的に行う取り組み

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携体制を構築し、就農者等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の紹介、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないようにサポートを行う際は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

このほか、農業委員会と連携して、農業支援グループを含めた農業支援サービス事業体の活用に関し、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ① 本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

県農業会議、農地機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

農業協同組合は、就農希望者の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械等の確保相談や農業支援サービス事業体の活用など必要なサポートを行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集し、整理し、県及び香川県新規就農・農業経営相談センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び香川県新規就農・農業経営相談センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう香川県新規就農・農業経営相談センター、農地機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
60%	

注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は概ね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営農地を効率的に利用し得るよう経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、多度津町地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。

この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

さらに、多度津町、農業委員会、農地機構、農業協同組合、多度津町土地改良区（以下「土地改良区」とする）等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維

持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取り組みを進める。

なお、農用地の利用改善について地域別に述べる。

(1) 東部・南部地域は平坦であり、兼業農家による稲麦作が中心となっているが、農業を主体とする規模拡大志向農業者も一部存在しているほか、農事組合法人などによる集落営農の取り組みが行われている。しかしながら、民家が不規則に点在し、ほ場整備が進んでおらず、地区内の経営上の大きな課題となっている。また、各農家で行われている水稲作についても、米価の低迷、兼業の深化から農地の引き受け希望が増加しているものの、地区内担い手の引受余地は必ずしも多くはない状況である。

このため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地機構及び農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるほか、ほ場整備事業において、ほ場区画の大型化による高効率な生産基盤条件の形成や用排水路網の整備を図る。

また、ほ場整備事業の施行にあわせて、担い手への農地が面的に集積することが可能となるように農地中間管理事業を積極的に活用するとともに地域計画推進事業を重点的に実施し、担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 西部樹園地域は高度な肥培管理技術を要するため専門的農家を中心として果樹単作から施設利用し野菜も含めた複合経営に取り組んでいるが、遊休農地や自家用菜園が介在する状況にあり、効率的な農用地の利用とはなっていない状況にあるとともに、担い手もほとんど存在していない。このため、営農は個々の農家による農業機械保有という状況とも相まって、高コスト体質となっており、作付けの集団化、農作業の共同化が急務となっている。

このため、多度津町は、既に組織されている農用地利用改善団体の設立委員会の活動を活性化し、その設立を支援することとし、農業委員会及び農業改良普及センターとの連携の上、農用地利用改善団体に至るまで、濃密な助言活動を実施し、設立がなされた後は、農用地利用改善団体に対して、作付けの集団化とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

多度津町は、香川県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、多度津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の

著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）の規定に基づき作成を行うものとする。

多度津町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項。
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項。
- ③ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項。
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項。
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項。
- ⑥ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業。

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 東部・南部地域は平坦であるが、民家が不規則に点在し、ほ場整備が進んでいない。このため、特に農用地利用改善団体の活動を活発化させ集落営農に努める。

イ 西部樹園地域は、高度の肥培管理技術を要するため専門的農家を中心として果樹単作から施設利用し、野菜も含めた複合経営に取り組んでいる。このため、特に農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業を進めていく。

更に、多度津町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進事業については、多度津町が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地機構による中間管理事業及び特例事業を通じて、農用地について利用権の設定等を促進する。

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置方法及び第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、農業者の負担軽減を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、地域農業の担い手となっている認定農業者等への個別案内のほか、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。また、対面形式による協議が難しい場合は、書面やインターネット等を活用した協議の実施を検討する。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地集積専門員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。また協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課に設置することとする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることを検討する。

町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(旧法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。))を除く。)又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人(以下「農地所有適格法人」という。))が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるこ

と。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、特例事業を行う農地機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が、賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続

的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 多度津町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から令和5年4月1日改正前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 多度津町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 多度津町は、法第6条の規定による基本構想の承認後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 多度津町は、原則として6月、11月、12月に農用地利用集積計画を定めるものとする。但し、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 多度津町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、多度津町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 多度津町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 多度津町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同

組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、多度津町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 多度津町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意

多度津町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

多度津町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を多度津町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

多度津町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

多度津町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 多度津町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障

が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 多度津町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 多度津町は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を多度津町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 多度津町が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 多度津町農業委員会は、②の規定による取り消しがあつた場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。

また、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

多度津町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式6-1号の認定申請書を多度津町に提出して、農用地利用規程について多度津町の認定を受けることができる。

② 多度津町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 多度津町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利

用規程を多度津町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号、以下「政令」という。)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 多度津町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総

合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 多度津町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 多度津町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地機構等の指導、助言を求めてきたときは、多度津町地域農業再生協議会等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

多度津町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性に

ついでに普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 条件整備の方針

多度津町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(2) 青年の新規就農に向けた増加対策

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

農地機構や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味や関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つ

となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

多度津町が主体となって、香川県農業大学校や農業改良普及センター、地域の農業委員、農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期、内容など就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行うほか、必要に応じて面接を行うなど、青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援が行える環境を整える。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成、見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として青年等を育成する体制を強化する。

また、多度津商工会議所や農業協同組合ふれあいセンターとも連携して、直売所での販売など出荷に係る助言を行い、農畜産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営管理能力の向上に向けた支援

農業改良普及センター及び多度津町地域農業再生協議会等の指導による簿記記帳指導講習会、有識者による各種セミナーへの参加を促し、経営に関するノウハウの蓄積を支援する。

エ 青年等就農計画作成の支援及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等が、就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を支援し、青年就農給付金や青年等就農資金等国の支援策や、県の新規就農関連事業を効果的に活用した育成、定着を図る。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

③ 関係機関等の役割分担

就農相談への対応、技術や知識、経営管理能力等の習得、農地の集積、就農前後での営農指導等フォローアップ、販路確保や人脈づくりなど、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域農業の担い手として育成・定着するため、多度津町は、認定農業者や農業士など地域の先達農業者や生産者組織はもとより、農業委員会、農業改良普及センター、香川県農業大学校、農業協同組合、農地機構などと連携を強化し、各種取組を効果的に推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

多度津町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 多度津町は、ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ

安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 多度津町は、地域計画に基づく積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図る。特に豊原地区の集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用集積、面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 多度津町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

多度津町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合並びに土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、多度津町地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、多度津町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成19年10月 9日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年 5月20日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年 9月24日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成29年 1月31日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成31年 3月19日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 4年 3月30日から施行する。

8 この基本構想は、令和 5年 9月21日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号による法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は 20 年以内とし、利用目的に応じて適切と認められる期間とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する場合は、相手方の同意を得るものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によ</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の</p>

	って算定される額に相当するように定めるものとする。		申出に基づき多度津町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---------------------------	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」	Iの④に同じ。

	<p>に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	
--	--	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>